

議案第 4 4 号

和解について

地域包括支援センター事業に係る業務委託において、適正な人員配置がなされていなかったことによる委託料の一部返還請求について、下記のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

天理市長 並 河 健

記

1 和解の相手方 天理市岸田町 1 1 9 9 番地

社会福祉法人天寿会

2 和解の内容

（1） 相手方は、市に対し、本件解決金として、3, 0 0 0, 0 0 0 円を支払う。

（2） 相手方は、市に対し、前号の金員を、令和 8 年10月31日限り、市指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。

（3） 市及び相手方は、市と相手方の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。